

## 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定について

### 1 西東京市子育て・子育てワイワイプランについて

西東京市では、子ども支援・子育て支援の推進を図るため、平成27年度から平成36年度までの10か年を計画期間とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（以下「現行ワイワイプラン」という。）を策定しています。

現行ワイワイプランは、これまでの子ども・子育て支援に関する計画の考え方を継承しているとともに、市の最上位計画である「西東京市第2次基本構想・基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り、策定されています。

また、次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされている「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法により策定を義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」の内容を包含しています。

### 2 現行ワイワイプランの見直し及び後期計画の策定について

現行ワイワイプランは、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として5年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととしています。そのため、平成31年度までに計画の見直しを実施し、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画（計画期間：平成32年度から平成36年度の5か年を予定。以下「後期ワイワイプラン」という。）を策定する必要があります。

また、現行ワイワイプランに内包される「子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年度から平成31年度の5か年を計画期間としているため、現行ワイワイプランの見直しと併せて、次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。

